

令和9年度（2027年度）採用分特別研究員（PD・DC・RPD）の募集について

標記のことについて、令和9年度（2027年度）採用分の特別研究員の募集が始まりましたので、以下の点についてご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 申請者への周知

申請資格を有する方に募集が開始された旨、ご案内いただきますようお願いいたします。

PDへの申請は、研究機関移動（受入研究機関と学位を取得した研究機関が異なる、かつ受入研究者と博士課程の指導教員が異なる）が義務付けられています。

京都大学で博士号を取得した方（もしくは取得見込みの方）が京都大学を受入機関にすることは原則できませんので、ご注意ください。

2. 評価書の作成

申請には評価書が必要となるため、申請者より作成依頼があった際は、ご協力をお願いいたします。

（作成要領）

（1）申請者が受入研究者等の所属、氏名、メールアドレス等を電子申請システムに登録。

（2）電子申請システムから電子メールにて評価書作成依頼が届きますので、当該メールに記載された手順に従って、評価書を電子申請システム上で作成。

※申請者が申請内容を修正した場合は、提出済みの評価書の再提出が必要となる場合がありますので、ご注意ください（再作成に備え評価コメントを記録しておく等）。

3. 特別研究員奨励費の応募について

特別研究員（PD・DC・RPD）については、特別研究員事業の申請と併せて特別研究員奨励費の応募を同時に受け付けることとなっております（※1）。**特別研究員奨励費を必要とする場合は、特別研究員の申請と同時にしか受け付けません。採用期間の2年目、3年目に改めて応募することはできませんので、今回必ず応募するように申請者に適宜周知いただきますようお願いいたします。**

なお、PD・RPDに応募する場合、特別研究員奨励費の研究計画調書には研究費の計画を記載してください。特別研究員奨励費（学術条件整備）（※2）の計画を含める必要はありません。

※1 特別研究員奨励費の申請も「研究者養成事業電子申請システム」で行います。

※2 受入研究機関が雇用するPD等1人あたりの交付額100万円/年（別途、間接経費30%が交付予定）。

<参考>

○申請部局について

申請部局は、採用後の受入研究者（DCの場合は学籍上の指導教員）の所属部局となります。

ただし、DC1申請者で他大学へ進学予定の場合は、申請時に在籍する大学の学籍上の所属部局（研究科等）が申請部局となります。

※複数の部局を兼務されている場合は、本務先の部局となります。

○学内本提出期限

RPD : 令和8年5月7日（木）9時

PD・DC : 令和8年5月29日（金）9時

○研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（※PD、RPDのみ）

日本学術振興会において、従来雇用関係がなく不安定な身分となっていた特別研究員－PD・RPD・CPD（以下「PD等」という。）について、受入研究機関で雇用することを可能にするるとともに、当該研究機関の責任においてPD等の育成と研究環境の向上を図るため、令和5（2023）年度より「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」が実施されております。本学は、本事業に申請し、令和5年10月1日から日本学術振興会特別研究員－PD等の雇用を開始しており、令和9（2027）年度新規採用のPD等につきましては、原則全員本学で雇用されることとなります。雇用条件等の詳細については、部局担当者までお問い合わせください。なお、雇用に必要な手続きについては、採用内定者が決定次第、別途部局担当者を通じてお知らせします。

- ◆ 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（日本学術振興会ホームページ）
<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/>
- ◆ 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（京都大学ホームページ）
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/recruit/scholar/jsps#a02>